

事務所通信 かわらばん ぬのかわ

第72号
2008年1月15日
<http://www.nunokawa.co.jp/>

発行人 布川税務会計事務所
(株)布川計算センター
編集責任者 鈴木 勉・高橋毅志



明けましておめでとうございます。

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

去年は、今年こそ大企業の増益の影響が中小企業にも、と思っていましたが、サブプライムローン問題、そして年末近くの原油高、株価暴落と、ボクシングに例えれば、ポイントを少しずつ稼いだところに大きなパンチを食らった、そんな年でした。

新年のご挨拶では明るい話題でも、と思っておりましたが残念です。我々の手の届かないところで起きていることであり、これを受け入れ、もう一踏ん張りするしかないようです。

昨年末、菅野様を講師としてお招きし研修会を開催しましたところ、多数の皆様のご出席を頂きました。菅野様の苦労話を交えた率直なお話に感動した様子の出席者の皆様に拝見し、経営者として日々苦労、悩みを抱えながら仕事をされている様子がうかがわれ、私も勉強になりました。また、懇親会では、普段お目にかかれなかった関与先の皆様にご挨拶申し上げることができ、良かったと思っております。今年も、関与先の皆様のご要望をお伺いしながら、皆様のお役に立てる研修会を開催したいと考えています。

在職年数の長い職員が多いため、税務に限らず、関与先の皆様のご相談相手、窓口となり、必要に応じて専門家を紹介する等、お役に立てるよう努力を続けていきたいと思っています。

今年も宜しく願い致します。

(所長 布川 博)

確定申告の時期が近づきました

今年も間もなく所得税の確定申告の受付が始まります。以前に、「申告しなければならないケース」、「申告すると得をするケース」についてご紹介しました。今回は確定申告のポイントとして、損益通算、住宅ローン減税についてご説明させていただきます。

[損益通算]

損益通算とは、2種類以上の所得がある人で、1つの所得が黒字、他の所得が赤字といった場合に、その所得の黒字と他の所得の赤字とを、一定の順序に従って差引計算を行うというものです。損益通算は、総合課税の所得と分離課税の所得を合わせて計算します。従って、損益通算をすることによって、黒字の部分と赤字の部分が相殺され、税額を減額することができます(次頁図参照)。

赤字の所得

- 生活に通常必要でない資産の譲渡による損失(書画、骨董、貴金属等)
- 非課税所得の譲渡による損失
- 株式等に係る譲渡所得等の損失
- 居住用以外の譲渡所得等の損失

損益通算できない赤字

[住宅ローン減税]

金融機関などから住宅ローンを利用して、マイホームを新築、購入、増改築等をした場合に適用されます。居住を開始した年から10年間は、居住の用に供した年に応じて所定の額が所得税から直接控除されるという制度です。適用条件を満たしていれば、確定申告により控除が受けられます。

尚、平成19年より国から地方への税源移譲が始まりました。よって、所得税の住宅ローン減税で控除できない金額が生じた場合、この控除しきれない分を翌年度の個人住民税より減額する制度が創設されました。

但し、住民税の減税を受けるためには市町村に申告手続きをする必要があります。詳しくは、監査担当者までご確認ください。(高橋毅志)

今年も宜しく願い致します。



編集後記

明けましておめでとうございます。

かわらばんの発行が遅れてしまったことをお詫び申し上げます。

本年も、これまで以上に、より良い紙面作りに取り組んで参りますので、宜しく願い申し上げます。

(高橋毅志)